

東ティモールへの戦後補償

—日葡国交再開と戦争被害請求権問題を中心に

高橋茂人 (大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター)

キーワード：アジア太平洋戦争、東ティモール、戦後補償、国交再開、対日請求権

はじめに

本稿は、アジア太平洋戦争後の東ティモールに対する戦後処理——特に賠償・補償問題について——が、どのようになされたのか、もしくは、なされていないのかを、日本政府（外務省）の史料をはじめ、英米など関係国の外交史料を用いて検証するものである。

アジアにおけるポルトガルの植民地東ティモール⁽¹⁾は、ヨーロッパにおいて第二次世界大戦がはじまった1939年9月に宗主国ポルトガルが中立を宣言しており、本来ならアジア太平洋戦争に巻き込まれることはないはずであった。しかし、日本軍の南進に脅威を感じていたオーストラリアとオランダ領東インド（蘭印）は、ポルトガル植民地軍の装備・人員では日本軍の侵攻を妨げることができないと評価し、開戦後の1941年12月17日、東ティモールの首都デシリに先制侵攻を敢行した。もともと同地に侵攻する計画のなかった日本軍であったが⁽²⁾、豪・蘭印軍の存在により同地の中立性が崩れたと判断したこと、また、オランダ領ティモールの首府クーパンを攻撃する際に背後が危険になることから、翌1942年2月20日、日本陸海軍はクー

パンと共にデシリに侵攻した。その後、敗戦までの3年半にわたって同地を事実上占領する。

終戦時、首都デシリは連合軍による爆撃のため徹底的に破壊されており、跡形もなかった。戦争による犠牲者の数ははっきりしていない。1962年から1964年にデシリ駐在オーストラリア領事を務めたダンJames Dunnは、ポルトガル植民地政庁による戦前と戦後の人口統計の差から約4万人が死亡したと推計できるが、人口増加率などを勘案すればその1.5倍になるであろう、と述べている。これは対人口比の死亡率では第二次世界大戦における最大の被害の一つであり、人的損失の面だけを見ても日本軍占領下の他の東南アジア地域よりもはるかに酷い状況だったにも関わらず、歴史研究ではほとんど省みられることがなかった、と指摘している⁽³⁾。

東京裁判（極東国際軍事裁判）では「ティモール及び小スンダ列島における残虐行為」に関して17件の証拠が検察側から提出されたが、そのうち約半数の9件が東ティモールにおける残虐行為に関する証拠であった。これらの証拠は、連合軍捕虜（オーストラリア軍兵士・蘭印軍将校）の殺戮、民間人抑留者の状況、民間人非抑留者の殺戮などについての宣誓供述書や調査記録であり、約2年にわたる審理の後に下された判決文では次のような事件が認定・言及された。すなわち、「捕虜、一般人抑留者、病人と負傷者、病院の患者と医務職員、一般住民

(1) 当時の一般的呼称は「ポルトガル領ティモール」Portuguese Timorであり、また、宗主国ポルトガルでの呼称はTimorのみであったが、本稿では、引用文などを除き便宜上「東ティモール」で統一した。

(2) Freiは大本営政府連絡会議における議論を基に、東ティモールへの侵攻作戦決定過程を詳細に論じている。Henry Frei, "Japan's reluctant decision to occupy Portuguese Timor, 1 January 1942 - 20 February 1942", *Australian Historical Studies*, 27 (107), 1996, pp.281-302を参照。

(3) James Dunn, *East Timor: a rough passage to independence*, Longueville Books, 2003, p.22.

の虐殺は、太平洋戦争中珍らしくなかった。捕虜と一般人抑留者は、ある場合には、捕えられてから間もなく虐殺された」が、東ティモールではそのような事件が1942年2月にファトゥメタFatu Metaで発生した。また、1943年1月のラオテンLautemおよび1942年9月のアイレウAileuでは、「日本軍が領土を占領し、戦闘が終わったときに、一般住民を恐怖させ、かれらを日本の支配に服させるための一手段として、虐殺がほしいままに行われた。」そして、「日本軍の撤退または連合軍の攻撃を予期して行われた虐殺もあり、「連合軍によって解放されないようにするため……一般住民もこのような状況のもとで虐殺された」事件が1945年9月のラククタLaclutaで発生した⁽⁴⁾。

被害はまた、東ティモール人だけでなく、ポルトガル人行政官や植民者にも及んだ。戦時中に東ティモール総督であったカルヴァーリョ Manuel de Abreu Ferreira de Carvalhoは、ポルトガル本国で提出した報告書の中でポルトガル人（その他ヨーロッパ人を含む）および彼らと法律上同等に扱われていた「同化者」(Assimilado)の日本占領中の犠牲者は、1945年11月30日までに判明しただけで少なくとも73名が死亡していたことを記している⁽⁵⁾。その中にはカトリック神父4名が含まれていた。

戦後、東南アジアではほとんどの地域が植民

地支配から脱却し独立していく中、東ティモールではポルトガルの植民地支配が継続された⁽⁶⁾。上で垣間見たような戦争被害に対し、植民地支配下の東ティモール現地では賠償・補償の要求が表面化することは、管見の限りなかったようである。

1990年代に入り、冷戦の終焉と東アジア各国の民主化の進展とともに、関係諸国から日本に対してアジア太平洋戦争によってもたらされた被害に対する補償を求める動きが起きた。当時、東ティモールを軍事占領していたインドネシアでは、1990年5月にインドネシア元兵補中央協議会Forum Pusat Komunikasi Ex-Heiho Indonesiaが設立された⁽⁷⁾。その後、「東ティモール州」においても、元兵補連絡フォーラムForum Komunikasi Ex-Heihoが州支部として設立された。しかし、東ティモールでは、同フォーラムが「日本政府からの支援金を受け取るため」として、元兵補と「従軍慰安婦」（本人が死亡している場合はその家族）の登録を進めた際に、一般の東ティモール人にとってかなり高額な登録料を徴収した⁽⁸⁾。「日本政府からの支援金」などの話はもちろんまったくの嘘で、詐欺にあたる行為であり、「東ティモール州支部」副代表のインドネシア人弁護士はその後、行方をくらましてしまう。このような詐欺的行為は、一義的にはもちろん、そのような行為を

(4) 『極東国際軍事裁判速記録』第10巻、雄松堂書店、1968年、772-773ページ。

(5) Manuel de Abreu Ferreira de Carvalho, *Relatório dos acontecimentos de Timor*. Imprensa Nacional, 1947, pp.733-736.

(6) 戦時中の1944年、英米はポルトガルとアソーレス協定を締結し、大西洋に浮かぶポルトガル領のアソーレス諸島における軍事基地の使用権を獲得した。その見返りとしてポルトガルは、戦後のポルトガル領植民地に対する主権の継続について了承を得た。同協定については、Kenneth G. Weiss, *The Azores in diplomacy and strategy, 1940-1945*, professional paper 272, Center for Naval Analyses, 1980; Geoffrey C. Gunn, *Wartime Portuguese Timor: the Azores connection*, working papers No.50, Center of Southeast Asian Studies, Monash University, 1988; Carlos Bessa, *A libertação de Timor na II Guerra Mundial: importância dos Açores para os interesses dos Estados Unidos: subsídios históricos*, Academia Portuguesa da História, 1992を参照。

(7) インドネシアにおける元兵補たちの団体は、1974年に実施されたモロタイ島への日本人墓参団の遺骨収集の際に、日本人兵士とインドネシア人兵補の遺骨が分けられることなく日本に持ち帰られ、東京の千鳥が淵戦没者墓苑に納骨されたことに端を発し、1980年ころから各地に設立された。統一した運動団体の欠如は、在インドネシア日本大使館との交渉に不利であったことから、これら各地の団体を糾合する組織としてインドネシア元兵補中央協議会が誕生した。日本インドネシア兵補協会『インドネシア兵補の訴え』梨の木舎、1993年、14-17ページ。

(8) 登録料は一人1万5千ルピア（約700円）であった。同フォーラムについては、"Ex-Heiho Timtim diimbau agar sabar: Dana bantuan akan dicairkan", *Suara Timor Timur*, 5 February 1999.

働いた人間の責任であるが、そのような行為を可能とさせた要因の一つとして、日本の戦後処理・補償がきちんと行われていなかった可能性があるのではなからうか。

1. 戦後補償問題とは

アジア太平洋戦争敗戦後、日本が国際社会に復帰する前提となったのが、1951年9月8日に結ばれたサンフランシスコ平和条約である。第1条の「日本と各連合国との間の戦争状態」の終結条項からはじまる全27条にわたる同条約では、日本国の領域や安全保障問題、政治・経済、請求権および財産が規定された。日本軍による戦争被害への賠償に関しては第14条で、元日本軍捕虜への補償については第16条で規定されている。「日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される」ものの、日本が経済的に存立するためには日本の資源は「完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないこと」が同時に承認された。連合国の多くは賠償を放棄し、賠償を希望する場合にも「生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務」が供されることになった。周知のように、同平和条約は米ソ冷戦の影響を強く受けており、日本にとっては「寛大な講和」であった。

冷戦下ではサンフランシスコ平和条約ならびに関連条約による政府間の戦後処理が「強力な政治的枠組みとして」維持されてきた。しかし近年、国際的には被害者個人の請求権を認める新たな潮流が生じつつある⁽⁹⁾。

ここで、賠償と補償という言葉について確認しておきたい⁽¹⁰⁾。賠償reparationと補償compensationは、日本語においても、また、英語においても厳密な区別をせずに用いられて

いることが多い⁽¹¹⁾。賠償は、「戦争の結果、敗戦国から戦勝国に提供される金銭（または物・役務）」を指し、補償は「損害の補填」であるが、その損害の内容は「不法行為、違法行為によってではなく適法な行為によって生じる場合もある」。

その上で、国立国会図書館外交防衛課の塚本孝は、戦後補償問題とは「先の大戦に際し日本の行為によって被害を受けたアジア諸国民等に対する埋め合わせの問題である」としつつも、「戦後補償問題にあらかじめ定義を与えることは困難である」と指摘している⁽¹²⁾。なぜなら、期間の側面（第二次世界大戦、日中戦争、朝鮮・台湾における植民地支配など）や対象となる被害者（アジア諸国民のほか、欧米民間人、連合国軍捕虜など）が多岐にわたること、補償問題の中身（どのような被害についての補償か）の多様性など、問題が非常に複雑なためである。

これら戦後補償問題は、法的側面から見ると、①不法行為責任（奴隷的強制労働）、②不法行為責任（戦時国際法違反）、③未払い賃金・貯金債権、④恩給・遺族年金・傷病年金などの4つの類型に分けることができる⁽¹³⁾。①と②の不法行為責任は、「日本の不法行為によって生じた損害の賠償—生命・身体・健康・自由の侵害に対する損害賠償、財産的被害に対する損害賠償または精神的被害に対する損害賠償すなわち慰謝料—にかかる請求権の問題という性格を有して」おり、①の奴隷的強制労働は、具体的には朝鮮半島や中国大陆からの労務動員やインドネシアなどの兵補・ロームシャ、各地での「従軍慰安婦」などがこれに当る。さらに、②の戦時国際法違反は敵国領土・占領地における住民殺害や捕虜虐待など、戦時国際法が定める敵国領土における民間人の生命尊重義務、捕虜を人道的に取扱う義務、過度な労務に使役してはならない義務、給養すべき義務に関する違反であ

(9) 高木喜孝「国際人道法と個人請求権」申恵丰ほか編『戦後補償と国際人道法：個人の請求権をめぐって』明石書店、2005年、31-45ページ。

(10) 国立国会図書館外交防衛課『調査と情報：戦後補償問題：総論（1）-（3）』第228-230号、1993年、11-12ページ。

(11) 国立国会図書館外交防衛課、前掲、11ページ、高木健一『今なぜ戦後補償か』講談社現代新書、2001年、34-35ページ。

(12) 国立国会図書館外交防衛課、前掲、1-3ページ。

(13) 国立国会図書館外交防衛課、前掲、3-5ページ。

る。加えて、軍票問題や日本軍の現地自活方針を受けた物資徴発による財産的損害などは、戦時国際法の敵国領土における私権の保護義務、無償徴発禁止義務に関する違反となる。「従軍慰安婦」問題は、①の側面だけでなく、②の戦時国際法違反のうちの占領地住民の保護義務違反でもある。

また、③の未払い賃金・貯金債権は、①の不法行為責任（奴隷的強制労働）に付随して、賃金の未払い問題や戦時中に強制もしくは任意で行った貯金の清算が済んでいないという問題である。①で挙げた対象者以外にも、朝鮮・台湾出身の元日本軍人・軍属に対する同様の問題が存在する。さらに、日本の植民地であった朝鮮・台湾出身の元軍人・軍属に対しては、③のほか、④の恩給や戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金ならびに一時金の需給問題がある。このように、戦後補償問題と呼ばれるものの法的性格は、不法行為に対する損害賠償から財産権問題まで広範囲にわたる⁽¹⁴⁾。「戦後補償問題は、法的な意味では賠償の問題も補償の問題も、またその他の問題も含んでいる」からである⁽¹⁵⁾。

一方、日本における戦後補償裁判の牽引役を果たしている弁護士の高木健一は、戦後補償を「戦争の加害国が被害者個人に対して「償う」という観点から生まれ」、「戦争被害者の人権救済として、具体的な金銭的補償を行うこと」と定義している。高木の視点は、戦後40年近くにわたって「国家間の賠償」を中心に議論されてきた歴史的背景を踏まえ、「個人に対する国家

の」補償という側面を明確にしている。高木はまた、「戦後責任」を「現状に回復するための作業」と定義している⁽¹⁶⁾。このことから敷衍すれば、「戦後補償」は「現状に回復するための」（もちろん完全な原状回復はほとんどすべての場合に不可能であるが、少なくとも原状回復にできるだけ近い状態を目指す）具体的な補填とすることも可能であろう。

そこで本稿では、「戦後補償」を塚本の定義に準じて、期間の側面や対象となる被害者、補償問題の中身、そのすべてについて最広範囲に設定しつつ、加害国家から被害国家および個人に対する「埋め合わせ」もしくは原状回復を目指す行為とする。

2. 中立国への戦後補償

日本は戦後、日本軍が戦争で与えた損害（の一部）を補償してきたが、それらは、対象国によって3つに分けることができよう。第1の対象国は連合国であり、基本的にはサンフランシスコ平和条約によって規定されている（狭義の賠償）。第2の対象国は中立国⁽¹⁷⁾であり、第3は日本と同じ枢軸国に属していた国々である。これら第2、第3の対象国は直接的にはサンフランシスコ平和条約によって規定されていないことから、個別の条約・取り決めなどで対応してきた。ポルトガルの戦時中の地位である中立国に注目すると、戦後補償が実施された第2の対象国（中立国）は、スイス、スウェーデン、スベ

(14) 国立国会図書館外交防衛課、前掲、3-5ページ

(15) 国立国会図書館外交防衛課、前掲、11ページ

(16) 高木健一、前掲、34-35ページ。

(17) 戦争が長期にわたったため、その間に敵国・中立国の地位の変更などもあった。そのため、一様に中立国を確定することは困難であり、資料によってばらつきがある。日本がポツダム宣言を受諾した1945年8月14日における主な中立国は、スイス、ポルトガル、スウェーデン、アフガニスタン、アイル（アイルランド）及びヴァチカン市国の6カ国（鹿島平和研究所編『日本外交史 第29巻 講和後の外交1・対列国関係下』鹿島研究所出版会、1973年、32ページ）。スペインは1945年4月12日に日本との国交を断絶したが、宣戦は布告しておらず、サンフランシスコ平和条約の署名国でもないことから、中立国とみなすことができる。鹿島平和研究所編『日本外交史 第24巻 大東亜戦争・戦時外交』鹿島研究所出版会、1971年掲載（33ページ）の「連合国、中立国、敵国に関するGHQ（連合軍総司令部）の区分表示地図」でも、スペインは中立国に分類されている（同地図ではヴァチカン市国が抜け落ちている）。デンマークは1940年4月にドイツ軍に占領され、戦後国連原加盟国の一つとなったが、サンフランシスコ講和会議には招請されなかった。デンマークを中立国と規定することはできないが、日本との戦後補償問題関係では、同国がサンフランシスコ平和条約に署名しておらず、旧枢軸国に属していないことから、本稿では便宜上、中立国として扱った。

イン、デンマークの4ヶ国である。これら中立国に対する戦後補償は、日中戦争・アジア太平洋戦争中に日本軍が「南方地域及び中国において、その国民及び法人に人的物的損害を与え…国際法上の原則を侵」したために、補償を行わねばならなかったものである⁽¹⁸⁾。

ここで、中立国との関係で確認しておきたいのは、中立国にある「日本国及びその国民の資産」は、旧敵国（枢軸国）にあるそれら資産と合わせて、日本の捕虜に対する「償い」のために赤十字国際委員会に引き渡されるという、サンフランシスコ平和条約第16条の条項である⁽¹⁹⁾。在中立国財産の接収については、先例がなく国際法上の疑義があった⁽²⁰⁾にも関わらず、連合軍捕虜への償いのために中立国にある日本資産が供されることが同条約で規定された。捕虜に対する償いを定めたこの第16条には、イギリス政府とオーストラリア政府からの強い働きかけがあったことが知られている⁽²¹⁾。しかし、中立国はサンフランシスコ講和会議に招請されることもなく、この条項に関して公式に意見を

表明する機会是与えられていなかった。

さて、日本国外務省は、アジア太平洋戦争に関する「請求権についての事務処理方針」を、①サンフランシスコ平和条約に基づく条約上の義務履行、②占領下日本の対米戦後債務〔食料援助などの占領間接経費〕の処理、③「中立国を含む諸国からの請求権処理」の順番で行うとしていた。中立国に対する請求権処理は一番後回しにされていたのである。しかし、1954年末ころまでには、「平和条約締結後相当の日時が経過したにもかかわらず日本がこれらクレーム問題につきいつまでも解決を遷延するのは不当であるとの機運が関係国に高まりつつあり、…従来の方針を続けることは困難となりつつある」との認識に達していた。そして、「平和条約第16条問題解決の前提として対スイスクレーム解決を必要とする事態を生じ、このため他の国のクレームの早期解決要求が一層強化されるものと予測」していた⁽²²⁾。

欧米局第4課作成の極秘文書「欧四関係 各国別クレーム処理状況」は、上述のように全体

(18) 賠償問題研究会『日本の賠償』世界ジャーナル社、1963年、17ページ。

(19) サンフランシスコ平和条約第16条「日本国の捕虜であつた間に不当な苦難を被つた連合軍部隊の構成員に償いをする願望の表現として、日本国は、戦争中中立であつた国にある又は連合国のいずれかと戦争していた国にある日本国及びその国民の資産又は、日本国が選択するときは、これらの資産と等価のものを赤十字国際委員会に引き渡すものとし、同委員会は、これらの資産を清算し、且つ、その結果生ずる資金を、同委員会が平衡であると決定する基礎において、捕虜であつた者及びその家族のために、適当な国内機関に対して分配しなければならない。〔以下略〕」

(20) 吉田茂首相は、「第3次日米交渉」においてアメリカ側に繰り返し懸念を表明した。ロンドンで行われたダレス・モリソン会談を受けて日本政府当局と折衝するため来日したアリソン米公使に対して吉田は米英共同草案を概ねとしたものの、「在中立国財産の接収は困る。先例もないし、国際法上も問題である。プロテストする。」(6月28日)と述べ、7月2日に同公使に提出した日本側意見書においても条約案第16条は「戦勝国が中立国にある敗戦国財産を処理するのは国際法の慣行に反し歴史に先例もない。日本政府は遺憾に思う。引渡しを公有財産に限定し、かつ、引渡しは当該財産に対する債権を弁済した残余の財産について行なわれるようにしてもらいたい」と表明した。これに対し、アリソン公使は「在中立国財産の引渡しによって日本は少額の犠牲で外国の大きな好意を取り戻すことになる。お気持ちは解るけれど、議会に対しそのことを強調してもらいたい」と、またシーボルト大使は「在中立国財産は現に連合国のトラストのもとにおかれている。トラスティーのひとりはず連邦であるからこの財産が日本に帰ってくることはありえない」と応じ、日本側の理解を求めた。西村熊雄『日本外交史 第27巻 サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版会、1971年、144—152ページ；細谷千博『サンフランシスコ講和への道』中央公論社、1984年、251—252ページ。

(21) 近藤正臣「オーストラリア人捕虜への補償」永野慎一郎・近藤正臣編『日本の戦後賠償：アジア経済協力の出発』勁草書房、1999年、217—218ページ；内海愛子『戦後補償から考える日本とアジア』山川出版社、2002年、28—31ページ；内海愛子『日本軍の捕虜政策』青木書店、2005年、602—604ページ。

(22) 欧米局第4課「欧四関係 各国別クレーム処理状況」、B'.3.1.2.9「旧枢軸国及び中立国の対日賠償要求関係雑件」、外務省外交史料館所蔵。この文書には日付の記載はないが、本文中の記述から1954年末頃にまとめられたものと推定される。欧米局第4課（課長は法眼晋作）は「西欧、中近東、アフリカ諸国の外交政策の企画立案、情報の収集及び調査、邦人の保護」を担当（「外務省機構図及び職員表」〔昭和28年2月15日現在〕『外務省年鑑』昭和28年2月、598ページ）。

状況を概観した後、オランダ、ギリシャ、イラク、スイス、スウェーデン、デンマーク、スペイン、イタリア、ポルトガル各国からの請求権について個別に記述している。これらのうち、イラクとポルトガル以外は、1977年までに2国間協定などによって問題（請求権）が処理された⁽²³⁾。

では、具体的にはどのように解決が図られたのであろうか。ここでは、戦後補償が実施された中立国4ヶ国のうち、スペインの事例を取り上げる。

スペイン政府は1953年以来、アジア太平洋戦争中のフィリピンにおける損害に対して、総額約73億円（約2千万ドル）の補償を要求していた。これは、1945年2月に米軍がフィリピンに再上陸しマニラ市内で日本軍と戦闘を行った際に、「マニラ市街主要部は破壊炎上」、日本軍はスペイン総領事館を襲撃した。その結果、スペイン人の「死者280名重傷者53名及び日本軍の組織的放火によるスペイン財産の消失約600件を生じた。⁽²⁴⁾」これら事件に対してスペインは抗議を行い、戦争末期の1945年4月12日、日本との国交断絶を通告した⁽²⁵⁾。

戦後、日本とスペインは1952年2月12日に外交関係の再開に合意した書簡を交換し、同年4月28日のサンフランシスコ平和条約発効と同時に国交を再開した。同交換書簡では、マニラをはじめフィリピン各都市において日本軍占領期にスペイン市民を巻き込んだ事件の処理を、国交回復後に行う旨を約した⁽²⁶⁾。

しかし、「スペインは中立国であり、日本軍

の不法行為による損害に対し相当の補償を考慮すべきは止むを得ない〔強調は引用者〕」と認識していたにもかかわらず、日本政府は「調査未完了」を口実として、問題の解決を引き延ばした。これに対し、スペイン政府は戦後10年近くが経過しようとしているにも関わらず補償問題が解決しないことに苛立ち、日西友好通商航海条約の締結を日本政府が希望した際に、補償問題が解決しない限りこのような条約の締結は困難であると拒否している⁽²⁷⁾。

外交関係再開の合意から1年以上が経過した1953年末、ようやく日本政府は事実確認のための混合委員会をマドリッドに設置することに合意し、事実調査をはじめた。混合委員会の調査に加えて、日本政府は独自に「マニラ戦で奇蹟的に生き残った軍関係者その他の資料につき」詳細な調査を行った結果、スペイン側が提示した「人的損害は大部分事実であつたと認定せらるゝに至った。」1957年1月8日、マドリッドで「スペインのある種の請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とスペイン政府との間の取極（交換公文）」に合意、書簡の交換をとり行った。この取極に従い、「第二次世界大戦の間に日本国政府の機関がスペイン政府及びスペイン国民に与えた損害及び苦痛であつて日本国政府が国際法の規則に基いて責任を有するものの賠償請求を満足させるため」、日本政府は総額550万ドル（約19.8億円⁽²⁸⁾）をスペイン政府に支払った。

中立国4カ国への戦後補償はいずれも、中国や東南アジアなど日本の占領地域などに存在し

(23) 国立国会図書館外交防衛課、前掲、16-26ページ。

(24) 欧米局第4課、前掲。

(25) 国際法事例研究会『日本の国際法事例研究(2) 国交再開・政府承認』慶應通信、1988年、43ページ。

(26) Resumption of Normal Relations between Japan and Spain, 12 February 1952. Letter from the Spanish Diplomatic Representative in Japan to the Ministry of Foreign Affairs of Japan, "after the date of the first coming into force of the Treaty of Peace with Japan" "the Spanish Government have the intention to enter into discussion with the Japanese Government, after the normal relations have been restored between our two countries, with a view to reaching an amicable settlement of the cases which involved the Spanish citizens in Manila and in other cities of the Philippine Islands at the time of the Japanese military occupation during the last war." [太字は引用者による]

(27) 外務省「[サンフランシスコ平和条約の例外としての旧連合国及び中立国の対日クレーム] 中の主要案件資料説明」、B'-3-1-2-9「旧枢軸国及び中立国の対日賠償要求関係雑件」、外務省外交史料館所蔵。

(28) 日本円の金額は、外務省「賠償並びに戦後処理の一環としてなされた経済協力及び支払い等」(外務省ホームページ、歴史問題Q&A、関連資料集、URL:http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/qa/shiryo/pdfs/shiryo_07.pdf)。

た個人・法人などが受けた被害に対する補償であった。自国領土が日本軍によって戦場にされたり、もしくは占領されたりして受けた被害ではない。それでもなお、スペインからの「賠償請求」処理に際して、日本国外務省は「国際信用上からもまた人道上からも本件は放置を許さざるにいたつている〔強調は引用者〕⁽²⁹⁾」と認めていた。

一方、ポルトガルは中立国の中で唯一、その「領域が日本の軍隊によって占領され、日本によって損害を与えられた」（サンフランシスコ平和条約第14条(a)1）。日本の東ティモール占領によって生じた戦争被害に対する請求権の解決は、原則的には他の中立国よりも「放置を許さざる」状態にあると考えるべきであろう。

3. ポルトガルの対日戦争被害請求

先行研究では、ポルトガルはサンフランシスコ平和条約が規定する「交戦国」ではないため、東ティモールは戦争賠償を受け取ることが出来なかったと述べている⁽³⁰⁾。確かに、狭義の賠償についてはそのとおりであるが、前節で見たように、日本は交戦国以外にも戦後補償を実施している。本節では、東ティモールに対する戦後補償問題の取り扱いが具体的にどのような経過を辿ったのかその過程を跡付ける。

開戦にともない連合国との外交・領事関係は断絶したが、中立国とのそれらの関係は戦時中も継続していた。ポツダム宣言には中立国との外交関係について一切規定がないことから、日本政府は、敗戦後も中立国との外交・領事関係はそのまま維持されるものと考えていた。しかし、連合国総司令部の「外交及び領事機関の財

産及び文書の移管方に関する覚書」（1945年10月15日付）により、在外公館を閉鎖して引渡すことが指令され、その中には中立国の在外公館も含まれていた。さらに、「日本政府と中立国代表との公的関係に関する覚書」（1945年11月4日付）により、日本国内においても中立国との外交関係が制限された⁽³¹⁾。

このような状況下、アジア太平洋地域にマカオと東ティモールという2カ所の植民地を保有し、日本の戦争によって多大な影響・被害を受けていたポルトガルは、来るべき日本との平和条約に関して利害関係があり、講和会議が開催される折には見解を述べたいと希望していた。1950年10月26日、在英ポルトガル大使はこれらのことを英外務省に申し入れた⁽³²⁾。この申し入れは、その約一月前の9月22日に米政府が対日講和7原則⁽³³⁾を発表したことに触発されたのであろう。

これに対し、英外務省は、ソビエト政府と西側主要国との間に日本との平和条約の準備方法について意見の相違があるとの現状を説明するに止まっている。

翌年3月28日、駐英ポルトガル大使はふたたび英外務省にストラングWilliam Strang次官を訪問、対日平和条約交渉の現状について尋ねた。同次官は、現在の議論は初期段階で外交チャンネルを通じて行われていること、米政府は依然として条約準備の手續についての見解を表明していないが、ロシア・中国関係での困難のために、外交手続を通じての交渉になるであろうとの見通しを伝えた⁽³⁴⁾。この会談より少し前（3月12日）、英政府は対日講和条約についての覚書を米政府に提出していた。26項目からなる同覚書では、すでに「無賠償」原則を容認して

(29) 外務省「[サンフランシスコ平和条約の例外としての旧連合国及び中立国の対日クレーム]中の主要案件資料説明」、前掲。

(30) Geoffrey C. Gunn, *Timor Loro Sae: 500 years*, Livros do Oriente, 1999, p.237.

(31) 鹿島平和研究所編『日本外交史 第26巻 終戦から講和まで』鹿島研究所出版会、1973年、109ページ。

(32) Record of visit of Portuguese Ambassador on 26th October, F0371/83834, 1950 reel 4, YD-127. 国立国会図書館憲政資料室所蔵（日本占領関係資料YD-127、原資料は英国国立公文書館所蔵。以下、YD-127と略す）。

(33) 木畑洋一「対日講和とイギリスのアジア政策」渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』東京大学出版会、1986年、172-173ページ。7原則のうちのひとつである「請求権」に関して、英外務省は「中立国での日本人資産不返還を明記すべきであるし、日本の保有金も賠償支払いに用いるべきである。」との検討が加えられた。

(34) F0371/92536, 1951 reel 2, YD-127.

表1 ポルトガル領土〔東ティモール〕における損失

	バタカ
ポルトガル政府が被った損失	14,363,958.49
建造物と個人家屋への損害	9,570,000.00
農業への損害	8,486,880.65
牧牛の損失	9,843,139.16
合計	42,263,978.30

出典：Memorandum, Embassy of Portugal in London, 15 June 1951, FO, 1951 reel 6〔合計は筆者〕

いた⁽³⁵⁾。

前回の会談から約3ヵ月後の6月15日、駐英ポルトガル大使は一通の覚書をストラング外務次官に手交した。同覚書ではまず、日本との平和条約準備交渉に対しての利害関係を再度表明した上で、東ティモールが日本に占領されたこと、ポルトガルは対日参戦への軍事的準備を進めていたが突然の戦争終結により参戦が実現しなかったこと、アソーレス諸島における軍事基地供与を通じた間接的関与が英米にとってより役立つと考えられていたことなどを想起し、これらの貢献が対日平和条約交渉においてポルトガル政府が利害関係を表明する拠り所になっていると訴えた。そして、日本に対して戦争被害の公正な賠償を求めるとの英政府の立場をポルトガル政府は共有しており、ポルトガルが被った戦争被害に関する対日請求を英政府が支持するよう訴えた。ポルトガルの損害額は約2億7千万エスクードと見積もられ、同覚書には損害の詳細の一部が添付されていた(表1)⁽³⁶⁾。

ストラング外務次官は、ポルトガル覚書の内容は承知したが、日本の賠償支払い能力は非常に限られている、と述べてポルトガル側を牽制した。

この会談が行われたのは、ロンドンにおけるダレス・モリソン会談(6月4日から14日)の直後であった。「ロンドン交渉」では、最大の山場であった中国代表権問題でモリソン英外相から譲歩を勝ち取ったダレス米特使は、いくつかの問題に対しては譲歩した。そのうちのひとつが、元日本軍捕虜に対する補償問題で、「中立国及び旧敵国にある日本資産を国際赤十字委員会に引渡して、日本軍のため不当な苦痛をなめた戦時俘虜に分配する」という内容であった⁽³⁷⁾。その結果、中立国ならびに旧敵国の日本資産を元日本軍捕虜への補償に充てるという条項(第16条)が新たに条約草案に導入された⁽³⁸⁾。

ポルトガルの期待に反し、英政府はすでに、前年(1950年)の5月にロンドンで開催された連邦作業委員会の時点で、対日講和「ハード・ピース」路線を残しつつも「ソフト・ピース」路線へと傾斜しはじめていた⁽³⁹⁾。

英外務省は、日本と戦った連合国ですら賠償放棄を考えている時に、中立国であったポルトガルが賠償を受け取るのには、非論理的だとの見解であった。そして、役務賠償を規定している条約第14条(a)1および連合国内財産の返還を規定している第15条(a)を原則とする恩恵をポル

(35) 細谷、前掲、208-209ページ; *Foreign Relations of the United States, 1951, Vol. VI, Asia and the Pacific (in two parts) Part 1*, US Government Printing Office, 1977, pp.909-916.

(36) FO371/92562, 1951 reel 6, YD-127. 2億7千万エスクードは、換算率を12.587円/エスクード(国際協力第4課(極秘)「在ポルトガル公金明細表」1954年9月20日で用いられた換算率)とすると、約34億円。そのほかの損失として、マニラにおけるポルトガル人コミュニティが被ったポルトガル国民もしくは財産の損失(59,391米ドル)、Shiu-Ming(華南)におけるカトリックミッションが被った同種の損失(500,000米ドル)などが挙げられている。ただし、日本領内における同種の資産・請求は含まれておらず、これは後にあらためて提示するとしていた。

(37) 細谷、前掲、232-245ページ。米英交渉では、中国代表権問題のほかに、日本の再軍備制限、海運能力の制限などが話し合われた。

(38) *FRUS, op. cit.*, pp.1119-1133; 内海、前掲『日本軍の捕虜政策』、602ページ。

(39) 木畑、前掲、169-171ページ。

トガルが受け取ることの利点があるかどうか、もしくは、イギリス・ポルトガル関係（同盟）を損なうことなく、ポルトガルの戦争被害請求を支持しないことが可能か、調査を行うことにした。そして、現時点でポルトガル政府は、自国領内の日本資産に対して要求を行っていないが、賠償請求の表明はその第一歩であると考えられること、また、連合国がポルトガル政府と日本資産についてなんらの取り決めをしていない現状では、この先、赤十字国際委員会ICRCに日本資産を引き渡すことは非常に困難が予想されると分析した⁽⁴⁰⁾。この後、イギリスは一貫して平和条約第14条(a)1および第15条(a)に基づく解決策を唱える。

一方、米政府は一時期（1951年7月頃）、朝鮮や中国に対する補償を規定した第21条を援用してポルトガルが補償を受けとることができるような方策を考慮していたようである。しかし、この案に対し、在米イギリス大使は反対の見解をロンドンの外務省本省に対して伝えており、本省も同意見であった⁽⁴¹⁾。

8月に入り、それまでポルトガルの対日請求権支援に対して冷淡だったイギリス政府の態度が変化した。英外務省は在米イギリス大使館に次のように指示を出した。ポルトガルに対して、特別に斟酌が加えられなければならない。その理由は、伝統的関係のほかに、中立国にある日本資産の総額のかなり大きな割合がポルトガルに存在しており、ポルトガル政府の同意なくしてはその清算ができないからである。しかしながら、ポルトガルに対してサンフランシスコ平和条約第21条によって規定される中国や朝鮮に対する恩恵を与えることはまったく妥当で

ない、との在米大使の見解に同意する。しかし、平和条約第14条(a)1および第15条(a)に基づく恩恵を与えることが可能であるかもしれない。日本の支出によるポルトガルへのこれら譲与を請け負うことができれば、在ポルトガル日本資産の決済についてポルトガル政府の同意がより取り付けやすくなると思われる。以上の件について、至急米国務省の見解を質し、もし同意が得られるならば、これらポルトガルの恩恵を保証するための斡旋を申し出ることにする⁽⁴²⁾。

在米イギリス大使はすぐにダレスJohn Foster Dulles対日講和条約担当国務省顧問とこの問題について議論し、ダレスはイギリス提案を基本的に支持した。この間、在米大使もダレスも戦時中のポルトガルの態度に関して十分な情報を得ていなかった。とはいえ、この時までには、戦時中のポルトガルの中立政策は決して連合国を不愉快にさせていたわけではないこと、アソーレス諸島における連合国への軍事基地供与を取り決めた際になんらかの約束がポルトガルに対してなされたこと、などを了解していた。しかし、ダレスは対日平和条約締結の準備で忙殺されているこの時期に、新たな問題が持ち上がることを望んでいなかったようである。そのため、過去の経緯をすべて確認して具体的な約束をするのではなく、一般的な斡旋を申し出ることになった。平和条約の中でポルトガルについてなんらかの言及をすることは問題であると考えていたからである⁽⁴³⁾。

8月下旬、サンフランシスコ講和会議の直前に事態は急展開する。8月27日、アチソンDean Acheson米国務長官から東京の米政治顧問部に宛てて、ポルトガル・日本間の国交回復および

(40) Telegram No.141 (Secret), 4 July 1951, FO371/92562, 1951 reel 6, YD-127; Minutes, I.F.S. Vincent, 26 July 1951; Telegram No.203 (Immediate Confidential), Lisbon to Foreign Office, 20 July 1951, FO371/92670, 1951 reel 14, YD-127.

(41) Telegram No.2201 (Priority Confidential), Washington to Foreign Office, 17 July 1951, FO371/92568, 1951 reel 6, YD-127.サンフランシスコ平和条約第21条は、「この条約の第二十五条の規定にかかわらず、中国は、第十条及び第十四条(a)2の利益を受ける権利を有し、朝鮮は、この条約の第二条、第四条、第九条及び第十二条の利益を受ける権利を有する。」

(42) Telegram No.3492 (Priority Confidential), Foreign Office to Washington, 8 August 1951, FO371/92578, 1951 reel 7, YD-127.

(43) Telegram No.2452 (Priority Confidential), Washington to Foreign Office, 9 August 1951, FO371/92580, 1951 reel 7, YD-127.

東ティモールにおける戦争被害補償に関する交換書簡案が送付された⁽⁴⁴⁾。書簡交換の背景について、アチソン国務長官は次のように説明した。ポルトガル政府が第二次世界大戦中に米国ならびに英国に与えた「間接的支援」——アソレス諸島における軍事基地の供与——についてなんらかの承認がサンフランシスコ平和条約が署名される際になされること、そして、日本の東ティモール占領に対する請求権を処理する方策を見つけること、これら2点の要請がポルトガル政府からなされている。

国務省は送付した交換書簡案についてシーボルト政治顧問にコメントを求め、日本政府への問題提起の方法についても政治顧問の裁量に委ねた。

アチソン国務長官は、交換書簡に関して日本政府の同意を得て、サンフランシスコ平和条約署名時に公表することが最も望ましいと考えていた。ポルトガル政府の要請に対するアメリカの積極的支援を印象付けることを期待していたのであろう。この時、米国政府は、アソレス諸島における軍事施設利用について、ポルトガル政府との新たな交渉の最中であり、非常に重要な局面にあったからである⁽⁴⁵⁾。

国務省はまた、イギリスおよびフランス外務省に対しても、日本政府が交換書簡案に早期に同意するよう、東京の米政治顧問への支持を要請した⁽⁴⁶⁾。

シーボルト政治顧問は8月29日、「対日戦争に対するポルトガルの貢献および日本のティモール占領が、中立国ポルトガルに戦勝国と同様の原則に則って日本と戦後処理を行う権利を与え

ると仮定するならば」、件の交換書簡案に対して異議がないことをアチソン国務長官に回答した。そして、在東京ポルトガル外交代表部に同案の写しを交付し、同代表部はすでに本国からの指示を仰いでいること、そして、日本政府にも直ちに接触し、吉田全権団一行がサンフランシスコに向けて出国する8月31日より前にこの件を最終的に詰めることができるようにすること、を伝えた⁽⁴⁷⁾。

しかし、同じ日、米政治顧問部は、東京の英外交代表部からこの書簡の交換に関する英政府の態度について連絡を受けた。前日には、ロンドンの外務省本省でジョンストンC. H. Johnston日本・太平洋部長が個人的見解と断りながらも、ポルトガル・日本間の交換書簡案についての同意を直ちに表明していた⁽⁴⁸⁾。しかし、その後、英外務省は交換書簡案に異議を唱えはじめ、米国務省に対してこの件を先送りして、講和会議が開催されるサンフランシスコにおいて議論を十分に行うよう要請することになった。交換書簡案を検討した結果、「あまりにも野心的過ぎる」と判断したためである。その理由は、①前文で「ポルトガルの参戦」について言及しており、それではポルトガルが中立を放棄したことを意味するが、もしそれが事実ならば、サンフランシスコ講和会議に参加する権利があるはずである（すなわち、サンフランシスコ講和会議に招請されていないことから、ポルトガルは参戦国とは認められない）、②そのような「参戦」の効力を認めれば、ポルトガルは、自国領内にある日本資産を平和条約第14条（連合国への賠償を規定）に基いて処理するこ

(44) Telegram No.330 (Secret Emergency), Topad, from Acheson, 27 August 1951. 国立国会図書館憲政資料室所蔵(日本占領関係資料, Office of the U.S. Political Advisor for Japan, Tokyo, Classified General Correspondence, 1945-1952, "1950-1952: 320 Japan-Portugal, 1951", FSP 3773. 原資料は米国国立公文書館所蔵。以下、FSP 3773と略)。

(45) Telegram No.329 (Secret Emergency), Topad, from Acheson, 27 August 1951, FSP 3773.

(46) Telegram No.331 (Secret Emergency), Topad, from Acheson, 27 August 1951, FSP 3773.

(47) Telegram No.420 (Secret Priority Niact), Topad, Sebald to Secretary of State, 29 August 1951, FSP 3773. 交換書簡案は、ポルトガル外交代表部のノゲイラFranco Nogueiraには8月28日に、井口貞夫外務事務次官(1951年1月30日—1952年5月10日)には8月30日に交付された。Confidential [text of draft exchange of notes], FSP 3773.

(48) Telegram No.6 (Secret Priority), Holmes to Department, 28 August 1951, FSP 3773.

(49) Telegram No.3916 (Immediate Confidential), Foreign Office to Washington, 28 August 1951, FO371/92588, 1951 reel 8, YD-127; Japanese Peace Treaty: Portugal, [29 August 1951, received from UKLM], FSP 3773.

とを主張することが可能になるが、英国政府はそれら日本資産は第16条に基づき、赤十字国際委員会を通じて捕虜の補償に当てられるべきだと考えている、この2点であった⁽⁴⁹⁾。

英外務省の異議を通告されたシーボルト政治顧問は、本件を保留とし、国務省の指示を待つことにした⁽⁵⁰⁾。

翌8月30日、シーボルト政治顧問は前日付けの公電2通を受け取る。午前10時に在英アメリカ大使館からの公電を、午後2時には国務省からの公電を受信した。まず、在英大使館からの公電では、英外務省から次のように説明されたことを伝えてきた。米の交換公文案では、戦争へのポルトガルの実際の貢献に比較して、ポルトガルが得るものの方が多く、すなわち、在ポルトガル日本資産はかなりの額に上るが、平和条約第14条に基づいてこれら日本資産に対する請求の正当化に利用される恐れがあること、当該資産は元日本軍捕虜への補償を規定している第16条のために分配されるべきであること、そして、英政府がこの間提案しているように、ポルトガルの恩恵が第14条 (a) 1 および第15条 (a) に基づいて具体的に制限されるならば、英は書簡の交換を支持する用意があること、さらに、時間の制約から英連邦諸国とこの件について議論していないが、オーストラリアとニュージーランドは自国民への利益を最大限にするために英政府と同じ立場であると考えられること、英政府はサンフランシスコでこの問題について議論することを希望している、との内容であった⁽⁵¹⁾。

一方、国務省からの公電では、交換書簡案に対する英政府の異議について、英大使館との議論の内容（英外務省は交換書簡がポルトガルに交戦国の地位を与え、日本資産のICRCへの引

き渡しを阻止しかねないと憂慮していることに対し、米国務省はそのような憂慮は杞憂であるとの立場）を伝えると共に、「アソーレスに関する現行のポルトガルとの関係に鑑み」、日本政府から交換書簡についての合意を至急得るよう、再度指示した⁽⁵²⁾。

さらに続けて国務省から公電が入り、交換書簡がポルトガルに交戦国としての地位を与えないこと、それゆえ、日本資産の引き渡しに影響を及ぼさないと了解の下に、イギリスは書簡の交換を支持したことを伝えてきた。この了解点について国務省はポルトガル大使館に明確にした⁽⁵³⁾。

これを受けて、東京では、同じ日、交換書簡案について米政治顧問部と日本外務省との間で緊急に協議が行われた。外務省は、交換書簡案について1点を除き、基本的に合意できるとした。問題は、最後の一文で「ポルトガルと日本政府の間で批准書が交換された後、効力を生じる」とした部分であった。日本側は、本件での批准の必要性和妥当性に疑問を呈し、国会での承認の際に質問にさらされる恐れを指摘した。ポルトガル外交代表部も米政治部も批准条項の必要性を認めないことから、当該文の削除が国務省に提案された⁽⁵⁴⁾。

国務省は直ちに削除に同意⁽⁵⁵⁾したものの、ここで新たな問題が持ち上がった。サンフランシスコ平和条約が発効するまでは、日本は依然として連合国の占領管理下に置かれている状態が継続するため、外交関係を規定するような取り決めは行われるべきではない。しかし、当該文を削除することにより、交換書簡案は署名により即日発効するような文面になってしまったのである。そこで、国務省は政治顧問に対し、日本外務省および在日ポルトガル代表部とともに

(50) Telegram No.429 (Secret Priority Niact), Topad, Sebald to Secretary of State, 29 August 1951, FSP 3773.

(51) Telegram No.7 (Secret Priority), Topad, from Holmes, 29 August 1951, FSP 3773.

(52) Telegram No.355 (Secret Emergency Niact), Topad, from Acheson, 29 August 1951, FSP 3773.

(53) Telegram No.360 (Secret Emergency Niact), Topad, from Acheson, 30 August 1951 (8月31日午前11時30分着), FSP 3773.

(54) Telegram No.444 (Secret Emergency Niact), Topad, Bond to Secretary of State, 31 August 1951, FSP 3773.

(55) Telegram No.364 (Secret Niact), Topad, from Webb, 1 September 1951, FSP 3773.

(56) Telegram No.376 (Secret Niact), Topad, from Webb, 2 September 1951, FSP 3773.

に、新たな挿入文を起草するよう指示した⁽⁵⁶⁾。

これに対し、東京の政治顧問部では、イタリア・日本間の交換書簡案のように、戦争状態の終結などの地位変更を含んでいない本交換書簡案については署名後即時発効でも問題があるとは思えないと表明しつつも、「この協定は対日平和条約の発効とともに有効となる」旨の一文を代案として提出した。同時に、「to conclude an agreement in settlement of questions」を「to conclude a settlement of questions」に修正し、後に誤解が生じないように、「合意・協定 agreement」という単語を抹消することを進言した。そして、サンフランシスコ平和条約の署名と同時に本交換書簡に署名するためには、9月7日の次の閣議で書簡案が了承される必要があることを伝えた⁽⁵⁷⁾。国務省ならびにサンフランシスコ講和会議米代表団は2カ所の修正に同意した(9月4日)⁽⁵⁸⁾。

9月4日から8日にかけてサンフランシスコでは、対日講和会議が開催されていた。英代表団は、9月7日、米代表団に公電23号の内容を告げた。アリソンは、ポルトガル政府の見解(予定されている書簡の交換により、在ポルトガル日本資産は平和条約第16条の規定から除外される)を受け入れることはできないと、強調した。サンフランシスコの場では、米代表団はできるだけ多くの資金を第16条に基づいて赤十字に引き渡すようにするという決意を数度にわたって強調していた⁽⁵⁹⁾。

一方、東京では予定通り、日本政府が9月7日の閣議了解で、「ポルトガル領ティモール島における戦争被害に関する請求権に関して」、「平和条約署名後同条約の条項に準じて処理を行う

ためにポルトガルと交渉を開始することとし、平和条約署名後直ちにこの趣旨の書簡の交換を行うこととする」と決定した。吉田茂首相兼外相はサンフランシスコ講和会議に出席して閣議を留守にしており、益谷秀次が外務大臣臨時代理として提議した(閣議了解文書には「本件は、当分の間は取り扱いを絶対極秘とせられたい。」との付箋付き)⁽⁶⁰⁾。閣議了解された交換書簡の案文は、9月4日の修正を施した米国務省案そのままであった。交換書簡案が閣議で承認されたことは、直ちに米国務省に報告された。しかし、ポルトガル代表部には未だ本国からの指示が届いていなかった⁽⁶¹⁾。

ここで、同書簡案の内容を確認する。交換書簡は、ポルトガル外交代表部長から日本国外務大臣にあてた書簡が往信であり、返信として日本国外務大臣からの書簡が予定されていた。同書簡案では、まず、ポルトガル外交事務所長からの往信で、ポルトガルはアソーレス諸島の軍事基地を米英に提供したことを通じて第二次世界大戦に参加したこと、また、日本による東ティモール占領によって生じた「諸問題の解決」を望んでいることを冒頭で述べる。そして、サンフランシスコ平和条約の諸原則に基づいた協定を締結することにより、これら諸問題を解決する「意思を有する旨を宣言することを提案し」ている。これに対し、日本国外務大臣による返信では、ポルトガル外交代表部長からの提案への同意を通告する内容であった。

1951年10月1日、ワシントンでフェルナンデス Fernandes 駐米ポルトガル大使がバイントン Homer M. Byington, Jr. 米国務省西ヨーロッパ課長⁽⁶²⁾と会談した。フェルナンデス大使は日

(57) Telegram No.460 (Secret), Topad, Bond to Secretary of State, 3 September 1951, FSP 3773.

(58) Telegram No.382 (Secret Emergency Niact), Topad, from Webb, 4 September 1951, FSP 3773.

(59) Telegram No.25 (Confidential), San Francisco to Foreign Office, 9 September 1951, FO371/92596, 1951 reel 9, YD-127.

(60) 「ティモール島における戦争被害請求権処理に関するポルトガル外交事務所との書簡交換に関する件」本館-2A-028-05・類03627100、国立公文書館所蔵。

(61) Telegram No.511 (Secret Priority), Topad, Bond to Secretary of State, 8 September 1951, FSP 3773.

(62) Homer M. Byington, Jr (1908-1987) は、初代駐マラヤ米国外務大使(1957-1961)。駐ローマ米国外務副代表(1948-1950)、国務省西ヨーロッパ課長(1950-1954)、駐マドリッド米国外務副代表(1954-1957)などを歴任。第二次世界大戦中は、国務省広報課課長代理。"Obituaries", *The New York Times*, November 3, 1987.

表2 在ポルトガル日本資産明細

	エスクード	邦貨換算額(円)
I 現金		
1. 公使館手持現金	1,375,080.73	17,308,141
2. 文部省資金	22,433.25	282,367
3. 陸軍武官室資金	1,309,780.45	16,486,207
4. 海軍武官室資金	2,375,480.00	29,900,167
計	5,082,774.43	63,976,882
II 銀行預金		
1. 公使館勘定	483,868.73	6,090,456
2. 陸軍武官室勘定	1,766.26	22,232
計	485,634.99	6,112,688
III 公使館保管金		
1. 横浜正金銀行資金	21,105,374.95	265,653,354
計	21,105,374.95	265,653,354
IV 連合国側が保管している日本資産総額	26,673,784.37	335,742,924

出典：国際協力第4課（極秘）「在ポルトガル公金明細表」1954年9月20日、査察使報告、2008-0047「在ポルトガル日本資産問題（1952－1966年）」、および1954 Memorandum: Portugal より筆者作成

本政府との国交再開交換書簡について言及し、ポルトガル政府内でこの書簡交換を進めることに関して疑念が生じたため、最終的にポルトガル政府はこの件を「棚上げ」することに決定したことを明らかにした。同時に、この間の米政府の支援に対してポルトガル政府の謝意を伝えた⁽⁶³⁾。東京でも、クラトンGeorge Clutton駐日英参事官が10月初旬にポルトガル代表部と会談した際に交換書簡の進展について尋ねたが、ポルトガル本国からの指示がこの1ヶ月間なんら届いておらず、何の進展もないとの返事であった⁽⁶⁴⁾。

日本とポルトガルとの国交回復にはこの後2年の歳月が必要となり、1953年10月22日午前11時、日本外務省においてマルティンスArmando Martins在日ポルトガル代表部首席代表と奥村勝蔵外務次官との間で国交回復書簡を交換した⁽⁶⁵⁾。同書簡では、1951年案で言及されていた第二次世界大戦へのポルトガルの関与の文言が削除されていた。しかし、ティモールの日本占領問題の解決に関しては、「日本の

占領」の代わりに「日本の軍事介入」とそのトーンを落しつつも、1951年案と同様に明示されていた。「ポルトガル政府はまた、ティモールにおける日本の軍事介入を起因とする請求権を解決するための友好的議論を開始する意向である」と記している⁽⁶⁶⁾。国交回復書簡交換の1週間後（10月29日）には、ポルトガルに公使館を開設することが閣議決定された⁽⁶⁷⁾。

4. 平和条約第16条と 在ポルトガル日本資産のゆくえ

先述したように、サンフランシスコ平和条約第16条は、元連合軍捕虜への補償を規定し、その財源には中立国と旧敵国にある日本資産を当てることになっていた。しかし、第16条に基づく中立国及び旧敵国における日本資産の赤十字国際委員会への引渡しは、それら日本資産に対する中立国の要求のために問題が複雑になり、なかなか進まなかった。

在ポルトガルの日本資産は敗戦後、ポルトガル政府によって移転および名義変更が禁止さ

(63) Memorandum of Conversation, 1 October 1951, FSP 3773。

(64) Letter, G. Clutton to C.H. Jonston, 12 October 1951. FO371/92607, 1951 reel 10, YD-127.

(65) 国際法事例研究会、前掲、86ページ、『朝日新聞』1953年10月22日（夕刊）。

(66) 歴史資料としての価値が認められる開示文書01-1091「16ポルトガル（2件）」、外務省外交史料館所蔵。

(67) 『朝日新聞』1953年10月29日。

れ、財産・有価証券は申告を要するなどの管理措置がとられた⁽⁶⁸⁾。その後、1945年11月13日に連合国に引渡され⁽⁶⁹⁾、ポルトガルの銀行2行の預金口座で、英・米・中（国府）外交代表部が共同管理を行った⁽⁷⁰⁾。日本大使館の公金は、現金・預金あわせて約7千万円だったが、横浜正金銀行の資金が2億6千万円超と、在ポルトガル日本資産の約8割を占めていた。

英外務省の議事録⁽⁷¹⁾によれば、日本資産の銀行口座残高は1951年12月11日現在、33,369,997エスクードに上っていた。これに対し、ポルトガル政府からの戦争損害請求は、先述したようにティモールにおける損害として2億7千万エスクード、日本にあったポルトガル資産の損害が361,300ドルと通知されていた。英外務省は、これらの請求額は実際より膨れ上がっているかもしれないが、日本がティモールとマカオで損害を与え、また、東京のポルトガル財産が損害を受けたのは事実であると指摘している。そして、ポルトガルは日本と戦争損害について協定を結ぶまでICRCへの送金を妨げることを通知していた。スイスにはポルトガルよりかなり多い額の日本資産がある一方、損害請求はポルトガルに比べより少額であるが、スイス政府はポルトガル政府と同様の手続をとることを示唆していた。そのため、英政府がポルトガル政府を非難することを困難にした。

そこで、英外務省はアメリカに対して、日本が平和条約第16条の義務を履行するために、ICRCに中立国及び旧敵国にある日本資産と同額の外貨を支払うように提議した。そうすれ

ば、中立国にあるすべての日本資産は日本に帰属し、日本が直接それら中立国と交渉をすることになる。そして、ポルトガルの戦争損害請求は、日本との二国間交渉に委ねることができるようになるからである。

第16条作業部会は1953年3月4日から6日にかけてロンドンで会議を開催し、メンバー国すべての合意が得られるならば、在中立国および旧敵国にある日本資産と等価の一時金を支払うよう、日本政府に対して勧告することに合意した。勧告は関係国政府に対し、同案に早急に同意するよう求めた。作業部会会議がはじまる3月4日、ストラング次官はポルトガル大使Ulrichと会談し、作業部会の会議について説明した。そして、米英は、日本政府への勧告に他国が同意することを期待していると伝えた⁽⁷²⁾。

その後、1954年11月に日本政府と連合国は合意に達し、日本はサンフランシスコ平和条約第16条を履行するために、中立国及び旧敵国にある日本資産と等価のものとして450万ポンドをICRCに支払うことに決まった。1955年5月、「平和条約第16条義務履行に関する交換公文」が署名され、即日発効する。これを受けてICRCは14カ国の元連合国捕虜に補償金を支給した⁽⁷³⁾。

元日本軍捕虜に対する補償問題が外交案件としては一応決着がついた後も、在ポルトガル日本資産には依然として手がつけられなかったようである。しかし、1973年になって、日本資産が預金されている銀行（大西洋ポルトガル銀行Banco Português do Atlânticoとパンカーダ・モライエス銀行Banco Pancada Moraes e

(68) ドイツ資産に関する1945年5月14日法律第34,600号が日本資産にも適応された（1945年8月15日）。毎日新聞社図書編集部編『対日平和条約』毎日新聞社、1952年、236ページ。

(69) 国際協力第4課（極秘）「在ポルトガル公金明細表」1954年9月20日、査察使勧告、歴史資料としての価値が認められる開示文書2008-0047「在ポルトガル日本資産問題（1952-1966年）」、外務省外交史料館所蔵。

(70) 実際の運営は米大使館が担当した。Confidential, Commercial section to Eastern Department, 2 March, 1950, FO371/84020, 1950 reel 11, YD-127.

(71) Minutes, C.P. Scott, 18 February 1952, FO371/99494, reel 18, BFO-2. 国立国会図書館憲政資料室所蔵（日本占領関係資料BFO-2、原資料は英国国立公文書館所蔵。以下、BFO-2と略す）。

(72) Confidential: Japanese Assets in Neutral and Ex-enemy countries: Article 16: Portugal [minutes], 10 April 1953, FO371/105427, reel 33, BFO-2.

(73) 国立国会図書館外交防衛課、前掲、16ページ；内海、前掲『日本軍の捕虜政策』608ページ。ICRCの活動についての詳細は、「An important task for ICRC: Indemnification of former Allied prisoners of war in Japanese hands», *International Review of the Red Cross*, (148, 149), 1973を参照。

Companhia) から英大使館に、当該口座に関して共同管財人から何ら処置が取られておらず、利子がかなりの額に上っているとの連絡があった。英外務省法律顧問によれば、これら資産に対する日本の権利は明らかであり、英政府は管財人として当該資産を日本に返還する義務がある。日本はポルトガルの戦争被害請求を処理していないようなので、日本資産返還についてポルトガルが問題にする恐れはあるが、これは日本とポルトガルの2国間で処理されるべき問題である。英外務省極東局は以上のことをワシントンの英大使館に伝え、日本資産返還の認可について米政府との接触を指示した⁽⁷⁴⁾。

これに対し、ボイドBoyd駐米大使は国務省の担当者との会談結果を次のように報告した。1960年と1965年の2度にわたり、国務省は在リスボン米大使館に対して、イギリスおよび中国（国府）大使館と協議するように訓令を出している。アメリカは当該資産を日本に返還することを望んでおり、日本政府もこのことを承知している。1960年夏には、日本への資産返還を認可する文書に3大使館がすでに署名していた。しかし、米政府は、当該資産の返還はポルトガル政府にその旨を伝えた後に、リスボンで執り行うべきとの考えであった。これに対し、日本側は当該資産に対してポルトガルが要求することを憂慮しており、リスボンで返還された場合にポルトガル政府が取得してしまうだろうと予期していた。そのため、日本側は、ポルトガル以外の別の場所での返還を希望しているが、米政府はポルトガルの感情を害するリスクを犯すつもりはもちろぬない。返還認可文書の発行は日本の要請により延期され、その後1966年に、日本はこの件の処理を延期させるようワシントンで要請した。米国務省の基本的立場は、1973年現在でも変更はなかった⁽⁷⁵⁾。

イギリスとアメリカの間でこのようなやり取りが行われていた頃、在ポルトガル日本大使館

の参事官も米大使館に接触し、当該資産の金額と出所を問い合わせていた⁽⁷⁶⁾。

その翌年、1974年4月25日、リスボンでは国軍運動が主導した革命が勃発し、約半世紀続いたサラザール=カエタノ独裁体制に終止符が打たれた。しかし、その後しばらくは政権が安定せず、1976年2月に民政移管が決定される約2年の間に、6内閣を数え、内戦の危機や軍部の反乱、クーデター未遂事件が発生した⁽⁷⁷⁾。第二共和制下のポルトガルで、当該日本資産がどのような状態にあるのかは、日本外務省の関係資料が非公開にされているため、不明である。

おわりに

戦後補償問題における東ティモールの特異性は、日本軍が占領した地域の中で、唯一の中立国（の領土）だったことである。そのため、サンフランシスコ平和条約第14条で規定される「日本国軍隊によつて占領され、且つ、日本国によつて損害を与えられた」にも関わらず、対日賠償問題において省みられることはなかった。先行研究が指摘するようにサンフランシスコ平和条約に基く賠償の権利を得ることはなかったのである。

日本政府は米政府からの強い働きかけがあり、サンフランシスコ平和条約締結時にポルトガルとの国交回復交換書簡を取り交わす準備をしていた。この書簡では、国交回復後に平和条約に準じて主に東ティモールにおいて被ったポルトガルの戦争損害を処理をする旨を約していた。ポルトガル（そしてスペイン）はサンフランシスコ平和条約に署名していなかったために、国交回復と戦争被害請求権の問題が連係して扱われた。

「サンフランシスコ講和会議への道程で、一貫して主役をつとめた⁽⁷⁸⁾」アメリカ政府は、大西洋において戦略的位置を占めるポルトガル

(74) Letter (Confidential), NM McCarthy to JDI Boyd, 2 February 1973, FC021/1165, reel 174, BFO-2.

(75) Letter (Confidential), JDI Boyd to NM McCarthy, 7 March 1973, FC021/1165, reel 174, BFO-2.

(76) Letter (Confidential), SF St C Duncan to NM McCarthy, 27 February 1973, FC021/1165, reel 174, BFO-2.

(77) 金七紀男『ポルトガル史』増補版、彩流社、2003年、254-267ページ。

(78) 細谷、前掲、6ページ。

領のアソーレス諸島における基地交渉を有利に進めるために、講和会議直前になってポルトガルを強力に支援した。しかし、ポルトガルに対して交戦国の地位を与えることや平和条約第16条で規定された元日本軍捕虜への補償に充てられる日本資産問題で譲歩する意図は、もちろんなかった。

講和会議の共同開催国イギリスは、1386年のウィンザー条約以来600年以上にわたるポルトガルとの同盟関係⁽⁷⁹⁾にも関わらず、中立国の日本資産を少しでも多く確保して自国の元捕虜への補償の資金にあてるため、ポルトガルの対日請求権への動きを警戒した。ポルトガル政府からの支援要請に対してアメリカ政府ほどには積極的な支援を与えなかった。

日本とポルトガルの国交回復準備に関しては、イギリスはアメリカに押し切られた形となった。在ワシントン英大使館から英外務省への公電⁽⁸⁰⁾でもこの点が確認できる。すなわち、対日平和条約関連の問題について英米は「一緒に席に着いて問題解決を図った」が、この問題についての連絡は不十分であり、最後の土壇場で解決策を一方向的に突きつけられたと報告しており、その調子からは怒りが感じられる。対日講和をめぐるパワーポリティクス⁽⁸¹⁾の舞台では、英米間には「協調する一面」とともに多くの「対立・確執」が生じた⁽⁸¹⁾が、日本・ポルトガル国交回復と戦争被害請求問題もそのひとつであったことがわかる。

しかし、「対日講和問題の処理は、戦後のアジア・太平洋地域での、イギリスの地位の維持や利益の保全の問題がからんでいた⁽⁸²⁾」こともあり、英外務省も簡単には引き下がらなかった。米國務省原案の日本・ポルトガル国交回復書簡案は、日本政府が閣議了解を済ませていたにもかかわらず、イギリスの干渉に遭い、交換は最終的に執り行われなかった。

そしてポルトガルは、「外交機能は完全に停止され、外国との交渉は、中立国も含めてすべて総司令部を通じて行なうか、または総司令部が日本に代って行なうこととなった⁽⁸³⁾」占領下の日本に対して、自国の戦争被害請求権交渉すら、米英に頼らざるを得なかったのである。

本稿では、これまでほとんど取り上げられることのなかった東ティモールに対する戦争被害請求権について、日・米・英の史料を中心に分析した。対日講和過程における、中立国への戦争被害補償・元日本軍捕虜への補償問題・在中立国日本資産との関連の一端を明らかにした。今後の課題として、ポルトガル側の史料を発掘した上で、ポルトガル政府内の意思決定や対応などについてさらに考察を深めたい。

(79) Eric Solsten ed., *Portugal: a country study*, 2nd ed., Federal Research Division, Library of Congress, U.S. G.P.O., 1993, p.21.

(80) Telegram No.2715, 29 Aug 1951, from Washington to Foreign Office, FO371/92589, 1951 reel 8, YD-127.

(81) 細谷、前掲、6ページ。

(82) 細谷、前掲、6-7ページ。

(83) 鹿島平和研究所編、前掲『日本外交史 第26巻』、164ページ。